資料２－８

役務分科会　技術規制検討WGメンバー各位

2010 年 10 月 1 日

アンケートについて（結果）

技術規制検討WGメンバーの皆様に実施したアンケートは以下のようになりました。
回答会社数：２７社
（設問によっては、複数選択する回答や全く選択しない回答もあるため、各設問の回答数と回答会社数は一致しません。）

質問事項および回答結果

１．技術提供の管理について

設問①：貴社における技術提供の輸出管理はどのように行っていますか。

ア．現場へ教育を行うが、実際の技術提供の輸出管理（対象技術有無の判断、提供技術の該非判定 等）は現場任せである。
イ．輸出管理本部で管理の基準を設定し、実際の輸出管理（対象技術有無の判断、提供技術の該非判定 等）は現場任せである。
ウ．対象技術の提供有無の判断は現場で行うが、提供がある場合は報告をもらって実際の輸出管理（提供技術の該非判定 等）は輸出管理本部で行う。
エ．その他（　　）

設問①	回答数	比率
ア．管理は現場任せ	1	4%
イ．本部で基準設定、管理は現場任せ	8	31%
ウ．本部で管理	8	31%
エ．その他	9	34%

その他内訳
・業務の固まり(開発委託、展示会出展など)単位で、提供予定技術の該非を確認（取引実施担当、輸出管理担当）を行っている。
・イとウを使い分けた管理をしています。
・輸出管理本部で管理の基準を設定し、実際の輸出管理は現場で行うことで必要な帳票を起票し、輸出管理部がこれを承認する。これにより技術提供が可能となる。
・事務局で管理基準を設定し、実際の輸出管理手続は現場で行うが、全ての手続について、事務局が事前確認を行う。
・輸出管理本部にて、現場へ教育実施、管理基準の設定を行い、実際の管理は現場に任せる。ただし、該非審査（二次判定）は輸出管理本部にて行う。
・輸出管理対象外の基準を設定し、対象技術有無の判断を事業部門に任せ、提供技術の該非判定は輸出管理本部が承認している。

・現場でヒヤリングを行い、基準を設定し提供をする場合は、現場で該非判定を行い輸出管理部門で承認を行い、提供をする。
・輸出管理本部で管理規則を制定して現場へ教育し、実際の技術提供輸出管理（対象技術有無の判断、提供技術の該非判定等）は現場の責任で行なう。輸出管理本部は各部門の技術提供管理状況を監査する。
・商社の為、技術ドキュメントは輸出取引審査票の対象、技術移転契約等の場合は個別に相談があり、対応

設問②：設問①でイを選択した場合、どのような基準ですか。

・貨物についてはポジ管理（出ることが前提）、技術についてはネガ管理（出さないことを前提）する管理方針に基づきガイドラインとして作成。
　・ノウハウ管理に基づいて、外為令別表１～１５項に該当する設計、製造の技術（特に必要な技術に関して）の提供は原則として認めない。（例外あり）
　・外為令別表１～１５項に該当する使用の技術（特に必要な技術に関して）の提供は、必要最小限の使用の技術特例を適用するもの以外は、原則として認めない。（例外あり）
　・カタログ、プレゼン資料、ＨＰ等は、非該当技術で構成すること。
　また、リスク管理の観点から、該当する技術（リスク）の「見える」化を促進する議論を行っている。（どんな技術が必要な技術となるかを明確にすること）
・役務通達の“技術とは”に該当するもの基本全てを基準（＝管理対象）としています。
　・ただし、案件に応じた濃淡管理をしています。
　・設計業務などでルーチンとして発生する図面類等は一括判定
　・特別なものは判定票作成（基本：技術データ１件につき判定票１件）
・「安全保障貿易管理細則（社規程）」および「該非判定ガイド（業務基準）」。
・全社基準として、「技術提供基準」を制定しています。その中で、技術提供部門の実施事項・手続き等を規定しています。
・○　社外に提供する技術は、外為令別表に基づく該非判定を行うこと。
　○　該当技術の海外・非居住者への提供は取引審査書を起票し所定の手続きを行うこと。
　○　キャッチオール技術の提供は用途・需要者チェックリストで確認すること。
・提供する技術が、リスト該当か否かを判定するとともに、提供先、国・地域及び用途に一定の基準を儲けている。
・技術部単位で今後６ヶ月に提供する技術全てについて一括して該非判定する。全て「非該当」技術であれば、都度の管理は不要とする。「該当」技術については、提供毎に管理を実施する。ただし、「法令改正」と「取扱い技術変更」の場合には再判定を行なう。
・ネットワーク（サーバやＥメール等）を利用した技術提供について基本遵守事項を通達等で徹底。
・技術情報／非技術情報の判断基準
　－　非技術情報と技術情報の判断基準と各基準の例を記載
・貨物と同様に、製品は一覧表作成。個別案件も貨物と同様にﾊﾟﾗﾒｰﾀｼｰﾄと輸管帳票で管理。個別に発生する技術提供は輸管帳票で輸管部門が確認している。
・管理手順を策定することや記録保管など、必要な要件を定めています。

・「輸出管理対象外文書」という輸出管理本部通達を発令しており、検査成績書、トレーサビリティ体系図、外観図等を特定しており、その他は輸出管理規定により該非判定等を実施。

設問③：貴社は、取引に当たらない行為の技術（ａ.ホームページに掲載する技術、ｂ.自己使用のために海外に持ち出す技術）について、輸出管理の対象としていますか。それぞれ、［ア．対象としている、イ．対象としていない、ウ．現場に任せている］から選択下さい。

ａ．ホームページに掲載する技術［ア．イ．ウ.］

設問③ａ	回答数	比率
ア．対象としている	16	58%
イ．対象としていない	6	21%
ウ．現場に任せている	6	21%

ｂ．自己使用のために海外に持ち出す技術［ア．イ．ウ.］

設問③ｂ	回答数	比率
ア．対象としている	12	44%
イ．対象としていない	8	28%
ウ．現場に任せている	8	28%

設問④：貴社は、以下の技術情報を輸出管理の対象としていますか。それぞれ、［ア．対象としている、イ．対象としていない、ウ．現場に任せている］から選択下さい。

ａ．製品のカタログ又はこれに記載されるような製品の機能・性能等の情報［ア．イ．ウ.］

設問④ａ	回答数	比率
ア．対象としている	11	42%
イ．対象としていない	10	39%
ウ．現場に任せている	5	19%

ｂ．購入仕様書（設計・製造ノウハウを記載していないもの）［ア．イ．ウ.］

設問④ｂ	回答数	比率
ア．対象としている	14	54%

イ．対象としていない	5	19%
ウ．現場に任せている	7	27%

c．製品の試験結果（単に試験データが羅列したようなもの）［ア．イ．ウ.］

設問④ｃ	回答数	比率
ア．対象としている	15	58%
イ．対象としていない	5	19%
ウ．現場に任せている	6	23%

設問⑤：貴社は、貿易外省令第９条第１項第 12 号及び 13 号に規定の「必要最小限の使用技術」の範囲をどの程度に設定していますか。

ア．現場の判断に任せている。
イ．輸出管理本部で基準を設定し、判定は現場に任せている。
ウ．輸出管理本部で基準を設定し、輸出管理本部で判定している。

設問⑤	回答数	比率
ア．現場の判断	6	24%
イ．本部で基準設定、判定は現場	6	24%
ウ．本部で基準設定し判断	11	44%
対象事例なし、又はまれ	2	8%

設問⑥：設問⑤でイ及びウを選定した場合、どのような基準ですか？

・輸出実績の有無、提供先、提供技術の内容、それぞれにおいて９条特例に当てはまる様な基準（条件）を設定している。条件に当てはまる場合は、該非の判断や審査をせずに提供可能としている。
・現状は実例が無いが，発生した場合は個別に輸出管理本部で判断する運用にしている。
・「安全保障貿易管理細則（社規程）」および「該非判定ガイド（業務基準）」を作成している。
・該当貨物の取引審査書で付帯技術（該当技術）の許可要否も審査（部門長決裁）するようにしているが、最近事例なし。
・当社の場合、規制該当の製品（貨物・プログラム）は限定されているため、その使用技術についても輸出管理本部が集中的に該非判定している。「必要最小限の使用技術」については、最も厳格に解釈して運用している。
・基準は法令に準拠するものとし、「必要最小限の使用の技術」に該当するか否かは現場の判断を尊重するが、最終的には輸出管理本部で確認する。

・一般消費者向けの電気機器の取扱説明書は「必要最小限の使用技術」として運用している。
・先ず、特例は意識せず、提供するプログラム、仕様書等をすべて該非判定した後で特例を判断する。
・役務用の該非判定票に「必要最小限の技術」のチェック欄を設けている。該非判定票は輸出管理室で必ず確認する。
・①「輸出管理運用基準」として「本社／コーポレート部門、営業部門用」を本社輸出管理部で整備している。
②同様の基準を「モノづくり事業本部（複数の工場で構成）」でも本社輸出管理部が承認した内容で整備している。
・法令と同基準にて運用。ただし、適用条件が難しい（提供先の特定等）ため、積極的な運用はせず（他の特例を優先)、必要な場合に個別案件毎の適用可否を判断している。
・必要最小限の使用技術にあたるか否かの判断／確認は個別案件ごとに輸出管理部門で実施することとしている。
・基準設定ではなく、個別に判断している。
・④⑤は、一概に言えない。技術情報であれば、基本的には対象としているが現場での判断が困難な場合は輸管部門に相談することにしている。また、情報の開示先が該非の判定書を要求する場合には、明らかに技術記載ないものでも輸管対象として該非判定を行う場合もある。
・操作説明書、保守説明書の範囲は必要最小限の範囲にしている。

設問⑦：貴社は 9 条特例で許可不要の技術（公知の技術等）の該非判定を実施していますか。

ア．該非判定を実施している。
イ．　9 条特例が適用できることを確認すれば、該非判定せず、非該当とみなしている。
ウ．その他（　　）

設問⑦	回答数	比率
ア．該非判定実施	16	59%
イ．該非判定実施せず、非該当とみなす	4	15%
ウ．その他	7	26%

ウ．その他の内容
・公知の技術となっているものは該非判定していませんが、それ以外は判定した上で特例が適用できるか判断しています。
・許可不要が確認出来ても原則該非判定を実施するが，他からの導入技術等で判定が困難な場合は判定せずに許可不要を適用する場合もある.
・ルール上、全ての技術を該非判定することになっている。
・公知の技術を除いては該非判定している。
・9 条特例のうち 9 号(公知の技術、公知とするための技術)、11 号(工業所有権の出願・登録)については該非判定せずに非該当とみなしている。

・既に公知のもの、公知化の条件に合っているエビデンスあれば、該非判定はしていない。
・商社の為、該非の確認をしている。　公知の技術は該当で特例対象

設問⑧：日頃、技術提供の管理で頭を悩ませられることは何ですか？

【技術の判断基準について】

・技術ありとする判断基準。例えば、スペックの数字がひとつ記載されてれば技術資料とみなすかどうか。(判定すべき技術があるとみなせば判定を実施し判定エビデンスも保管しています。)
・言葉通りに捉えると役務の範囲は非常に広く、日常業務でやり取りする書類・データや打ち合わせ・講習などでも管理対象となるものが多い。どの程度の内容のものまで管理するか、どの程度に管理のレベルを設定するかに悩まされる。
・例えば、出張等で技術資料等を携行する場合、ほんとうのところ、これが管理対象の技術情報に当るのか否かの判断に苦労している。
・技術の定義が、明確になっていない。
・輸出管理の対象となる情報範囲の明確化（社内指導において)。
・管理対象とする技術の範囲が不明確。
・(どこまでが技術提供になるのか？など）解釈幅があること。
・具体的な管理対象技術の指定要求。

【該非の判断基準について】

・取引実施者が対象技術について該非の確認を容易に行えない（法令（リスト規制内容）を理解しにくい。特に、装置の設計、製造、使用の技術をベースとして技術の規制内容が規定されている点)
・規制の条文が抽象的なため、該当か非該当かの線引きに悩むことが多い。

【管理方法・実績把握】

・現実的な管理方法。非該当の技術情報を海外関連会社に提供する際の手続き。(どのレベルまで包括的に管理するか. . 等)
・技術提供管理方法：貨物は通関という手段により担保されるが、技術提供は、口頭も含めると提供管理をどの様に行えばいいのか。(いつ、誰に、電話で、どんな話をしたのかをいちいち記録化するのか、取引単位でいつからいつまでの期間で、どんな技術をどんな方法で、誰にという形態で包括的な記録でいいのか)
・ルールと実態のギャップ。
・概念（コンセプト）管理。
・貨物と異なり、目に見えず、出荷管理（把握）が困難。
・判断基準や教育を徹底しても、インタンジブルな技術提供の漏れがないか心配。
・技術の場合は、時と場合によって管理の手段や強弱を変えなければいけないこと。これには多くの知識と経験が必要なこと。
・技術提供の実績管理を必要十分かつ効率良く行う方法。

【Ｅメール等の管理方法】

・営業担当者や技術者が E メール等で無自覚に該当技術を提供する事態をいかに防ぐか。
・電子メールによる技術提供の実効性あるチェック手法、ルール。

・ネットワーク（WWW、ＦＴＰ、リモートデスクトップ、ＷＥＢ会議システム等）による技術提供時の記録管理。

【海外子会社との提供技術の管理】

・今後、海外企業等との共同開発等が行われることとなった場合に該非判定の難しいものが発生しそう。
・海外子会社との共同開発段階での提供技術の管理。
・海外子会社社員（非居住者）との DB 共有。

【社内教育関連】

・現場の理解が不十分
・「居住者・非居住者」の説明と、具体的な事例紹介をして社員全体に理解させることにまず苦労している。
・「設計、製造、使用の技術」に関し、「どのような文書等が対象となるかを事業従事者（設計・製造・その他生産従事部門、営業部門、アフターサービス部門）に理解させること」に大変苦労している。
・2009 年 11 月 1 日の法改正以前は「居住者→非居住者への技術提供が輸出行為であり、輸出管理対象」と比較的明確に説明できていたが、きわめてわかりにくい改正がなされたため、「管理対象となる技術提供の説明」に苦労している。

【その他】

・貨物は一回該非判定すれば、継続して使用できる。しかし、技術は毎回変更になり、毎回該非判定を行う必要があるが、多くの場合非該当になる。
・海外において日本政府機関に該当技術を提供するため、個別許可申請をするケースが増えている。日本政府へ技術提供するために政府から許可を取得することは違和感がある。海外で日本政府機関に該当技術を提供する場合、許可不要にできないか？
・商社の為、技術移転契約等の相談案件には個別に対応しており、特に問題はない。

設問⑨：設問⑧の悩みはどのように解決していますか。

ア．経済産業省に相談。その場合、有効な回答は得られていますか？→（はい・いいえ）
イ．同業他社に相談。
ウ．その他（　　）

設問⑨	回答数	比率
ア．経産省に相談	5（内 はい 1、いいえ 2、無回答 2）	20%
イ．同業他社に相談	6	24%
ウ．その他	14	56%

ウ．その他の内訳

・模索中等：5、社内で対応(教育の徹底・周知等)：5、許可要とする：2、その他：2

２．技術規制について

設問⑩：貴方は、「貨物の設計ノウハウ・製造ノウハウ・使用ノウハウが含まれていない技術情報は、輸出管理上の規制（キャッチオール規制も含めて）の対象ではない」という考えをどう思いますか。

ア．そう思う。（賛成である）
イ．そうは思わない。（反対である。）
ウ．わからない。

設問⑩	回答数	比率
ア．そう思う。（賛成である）	11	39%
イ．そうは思わない。（反対である。）	11	39%
ウ．わからない	4	15%
保留	2	7%

設問⑪：設問⑩でアおよびイを選択した場合、そのように考えた理由は何ですか。

【アを選択した理由】

・大量破壊兵器や通常兵器への転用や利用防止という輸出管理の本質的な目的を考えたとき、規制対象として捉える必要はないのではないかと思います。
・その様な技術情報が流れることによる危険性を感じないから。少なくても管理にかける労力と時間を考えると、効果がほとんどないと思われる。特に使用の技術は、該当技術以外は管理対象から外しても良いのではないかとさえ感じる。
・そのような「技術情報」は（キャッチオール規制を含めて）輸出管理上の「技術」に当たらない（役務通達より）と考えるため。
・設問の言葉遣いがそもそも曖昧。「設計、製造、使用ノウハウ（技術情報）ではない技術的文字情報」と敢えて置き換えれば、その理由が明確にできると思います。
・当社の貨物（取り扱い製品）は医療関連機器（非該当品）であり、ノウハウが含まれない限り概念（コンセプト）だけでは、大量破壊兵器、通常兵器の開発・生産に結びつかない。
・技術を規制するということは、対象貨物についてのノウハウのみを規制するものであって、ノウハウを表していない技術は規制する必要がないと考えます。
・ノウハウが含まれていない技術情報の移転では、安全保障上の懸念が少ないと考えられるから。
・この考えに立たないと、乗用車のカタログ、電気製品の操作説明書／取り扱い説明書など、実効性が伴わない無用の範囲にまで守備範囲が広がってしまい本来、安全保障の精神や目的から逸脱してしまう。
・ノウハウが含まれていなければ、その情報だけでは対象貨物を設計、製造、又は使用することができないと考えられるため。

【イを選択した理由】

・ “ノウハウ”の解釈（“ノウハウである”／“ノウハウでない”の境界の定義）次第で、規制技術を非該当と誤判定する可能性が払拭できないと考えるからです。
・ノウハウ以外でも貨物の設計、製造、使用の技術に当る技術情報があるかと思い、対象としている。
・技術情報を設計ノウハウ・製造ノウハウ・使用ノウハウに限定するのは行き過ぎであるように思える。ノウハウに限定しないでも技術規制をわかりやすくすることは可能であると思っており、このWGをその議論の場とすべきであろう。
・ノウハウが含まれているか否かを明確に区別することは難しい。その区別に時間をかけるよりは該非判定をしたほうがよいと考える。
・ノウハウの定義が不明確である。議論で在ったように自社の独自の技術と考えた場合には、誤りになると思われる。例えば他社から購入した技術などは自社のノウハウにならないが輸出管理の対象と思う。ノウハウの定義を突き詰めて考えていくと技術の定義と同じになるのでは。
・貨物に係らない技術も規制されているから。
・ノウハウを含まない貨物の試験・評価データ（単なる試験評価結果を示す数値の羅列）であっても、次の例に示すように、係る技術として取り扱い輸出管理規制の対象であると考えるため。

例：重水素の分析結果

重水素は、貨物として輸出令別表第１の 2 の項にて規制（規制値：重水素の原子数の水素の原子数に対する比率が 1/5000 を超えるもの）され、また、その設計/製造/使用に係る技術が、外為令にて規制されている。

ある重水素サンプルが複数あり、これらサンプル中の水素との原子数比率を測定した結果（単なる数値データ郡）は、規制貨物の設計/製造に寄与する情報（直接的なノウハウではないものの、それを派生させる情報）であり、役務通達での技術（貨物の設計/製造/使用に必要な特定の情報）に相当すると考える。また、その情報は、汎用的なものではなく、特定された重水素サンプル郡についての情報であるため、その重水素サンプル郡の係る技術に当たると思われる。

・ノウハウの定義あるいは範囲を明確にできないため、そうは思わない。また、公知の技術を調査し、再構成することにより規制すべき技術になる可能性もあると考えるため、そうは思わない。
・技術とノウハウの定義は別のように感じます。例えば、装置の構成部品の図面自体は設計技術であり対象技術とは思いますが、必ずしもノウハウが含まれているとは思いません。
・ノウハウをどこまでと解釈、定義するかが困難。思いとしては、実質的に　設計・製造・使用に寄与しうる技術でなければ規制対象外であるべきと考えますが、何に係る技術か？や、案件内容（機微度合い）によってもどこまで企業としての自主管理の範囲が変わってくるのではないか、と考えます。
・貨物の技術情報は現状の解釈では設計、製造、使用の技術に分ける形になると思うので、ノウハウが含まれていないでは除外されないと思う。

【保留】

・設問の「ノウハウ」がどのようなことを意味するか判らないので未回答。ノウハウが含ま

れないとは、公知であることでしょうか？

・「設計ノウハウ、製造ノウハウ、使用ノウハウ」とは何でしょうか。このあたりを明確にし、「設計、製造、使用」の３つに規制技術を分類していますが、それらに含まれない技術（技術といってよいか？）があっても良いのではないかと思います。

設問⑫：技術規制でわかりにくい・難しいと感じている点は何ですか？（具体的に）

回答 17 社　36 件

【「必要な技術」に関して】：7 件

・該当と非該当の判断基準（必要な技術か必要ではない技術か等の判断基準）。

・ガイダンスには解説があるものの，やはり「必要な技術」とそれ以外の具体的な境界線について。

・経産省に相談等に行くと、同じ（様な）図面でも、作成意図により該非が変わるといわれるほど、技術の該非は「主観的判断」によるところが大きい。そして、その判断をしようとする場合、特に「必要な技術」の解釈が概念的過ぎて具体論に落とし込む場合、難しいケースがある。（例：別１の３項（２）の貨物）

・関係する技術情報の中から「必要な技術」の範囲限定化。

・該非判定基準が規制値となっていない該当貨物（例えば、13 項(2)（省令 12 条 4 号）の人工衛星）に関わる技術情報について、どのような技術が該当（設計又は製造に必要な技術）であるのか特定することが難しい。

【「係る技術」に関して】：2 件

・“係る技術”とは？

→ 例：輸出令別１　９項（７）該当貨物があったとします。当該該当貨物の例えば設計資料（設計に係る技術）の内、暗号機能と全く関係ないものは“係る技術”から除外してよいのか？

・「係る技術」という表現があいまいである。「必要な技術」が該当貨物が規制性能値に達するために必要不可欠な技術と定義されているのに対し、「係る技術」は該当貨物の設計・製造・使用に関係する技術をすべて包含するかのように解釈しがちである。しかしながら、役務通達１(3)「用語の解釈」アには「技術とは、貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報をいう。」とあり、「係る技術」であっても貨物の設計・製造・使用に必要なものに本来限定されている。また、役務取引ガイダンスには非該当貨物の設計・製造・使用のための汎用的な技術が該当貨物に利用されても「係る技術」ではないとある。

そこで、非該当貨物との共通技術や、たまたま該当貨物の設計・製造・使用に関係しているだけであって必要といえない技術は「係る技術」ではないとの解釈を法令化できないか？

さらに言えば、現行のガイダンスよりもやや狭い解釈となるが「必要な技術」と「係る技術」の区分として、「必要な技術とは、該当貨物が規制性能値に達するために必要不可欠な（必須の）技術」とする一方、「係る技術とは該当貨物が規制性能値に達するために必要だが、他の技術でも代替可能なもの」とするのはどうか？

【「設計・製造・使用の技術」の解釈】：4 件
・設計、製造、使用のいずれに分類すべき技術か？（それにより該非も変わるケースがある。）同じような内容でも用途が違うと分類も分かれるケースがあると思います。
・素材企業として該当する材料の使用の技術の解釈が難しい。（例：２項（１７）のチタン合金／アルミ合金棒等、加工企業の立場を含めて）。例えば、４項（３）に該当する航空機エンジンの部分品に関する技術（部品自身の特性においては非該当）の判定が困難。（何が必要な技術かはエンジンメーカしか判定できない。）
・「設計、製造、使用の技術」に関し、「どのような文書等が対象となるかを事業従事者（設計・製造・その他生産従事部門、営業部門、アフターサービス部門）に理解させること」に大変苦労している。
・日本は使用の技術の範囲が広すぎると思う、製造工程以降の技術情報が対象になっている。
【判定の線引きが難しい】：5 件
・どういった内容まで技術とみなすか？（スペックの数値をひとつ提示したものが技術か）。
・管理対象技術と管理不要技術の違いが理解しにくい。
・規制の内容が抽象的で判定の線引きが難しい。
・（どこまでが技術提供になるのか？など）解釈幅があること。
・そもそも管理対象となる技術と管理対象外の製品情報との境。
【目に見えないため管理が困難】：3 件
・貨物と異なり、目に見えず、出荷管理（把握）が困難。
【法令の構成】：4 件（設問⑬で同様の意見がひとつ有り。）
・（設問⑧で記載した点）貨物の規制条文を参照している。（第？条第？号に該当するものの設計・・・の技術（「設計」、「製造」、「使用」についての理解不足によるところもあり）。
・規定が多重になっている。（参照元の条文を見ると、さらに別の条文が参照されている）。例；貨物等省令第 21 条第十号－第十五号。別表の規制リストだけでなく、各政省令、通達、告示などにおいても同様。
・わかりにくい：技術に関する規制が複数の法令に分散されているため判り難い。（技術者への指導に難儀する）
→項目別対比表の冊子又は役務取引ガイダンスに、
①判定のフロー、判定に関する条文（役務特例、内蔵技術等）を全て収録願いたい。
②現行資料の“項番ごとの該非判定様式”以外に、「提供する技術」の判定（許可の要否）の様式を求む。
・貨物の対象項番の引用が多く、わかりにくい。
【その他】：12 件
・役務と役務にあたらないもの（非役務）の線引き。
・1 つの貨物に対して多くの技術が存在するため、管理が難しい。
・貿易外省令第 9 条第 2 項第五号・六号の「外国間等技術取引」の例外規定等。
・規制の範囲が分かりにくいと思います。たとえば、技術は対象貨物の技術と考えてよいと思いますが、貨物に関係なく技術のみで規制されるものがあると思います。（例えば暗号など）。このように、技術のみで規制されるものを調べる方法があればと思います。
・対象範囲が広い。

・貨物規制との関連。
・「居住者・非居住者」の説明と、具体的な事例紹介をして社員全体に理解させることにまず苦労している。
・2009 年 11 月 1 日の法改正以前は「居住者→非居住者への技術提供が輸出行為であり、輸出管理対象」と比較的明確に説明できていたが、きわめてわかりにくい改正がなされたため、「管理対象となる技術提供の説明」に苦労している。

設問⑬：技術規制に関し判断に困っていて、WG の他の委員の考えを聞いてみたい事項があれば記載下さい。

回答：17 社　25 件

・輸出管理部門が技術提供の審査を行う場合に、提供内容の判定確認をどのレベルで行っているか？例えば、提供する技術資料を 1 つの資料ごとに個別に内容確認して技術提供の審査を行っているか。あるいは「○○製品の操作説明の資料」等のくくりで、その範囲内の資料という審査（資料 1 件ごとの個別の内容まではチェックしない）という審査を行っているか。

・非該当技術で通常の取引中に頻繁に行き交う技術情報に関して、常識的に判断して何の危険性もなく、需要者要件に引っかかる顧客にもし流れても危険と思われない技術情報でも役務ということで管理対象となってしまっているが、できるだけ業務を円滑に行える様に細則で審査除外にするように試みている。その中で「必要最小限の使用の技術」などの理由で除外にできるものもあるが、除外する良い理由が見つからないものもあって困っています。規制上、管理対象とせざるを得ないが全く危険性のない技術を管理するにあたって、みなさんはどの様に審査対象や管理対象から除かれているのか、またその除外の理由付けなどをお聞きしたいです。

・今のところ個別事項で具体的にお聞きしたいことはありませんが、全般的な取組状況が WG メンバーの所属団体別に一覧で俯瞰できれば助かります。(例:対象範囲はどのようであるか, 管理方法はどのようであるか（包括的に CA 要件確認を実施している.. 等))

・設問⑪の“ノウハウ”について、可能であれば、さまざまなお考えをうかがえれば幸いです。
例：ノウハウの定義（“ノウハウ”とは？）
例：“ノウハウでない”と判断したとき、それは“技術”から除外可能か？（判定の対象から外せる、と客観的に判断できるものでしょうか？）
例：“ノウハウでない”と判断したとき、それは一括“非該当”と判定可能か？

・海外子会社（グループ会社）の社員（非居住者）との開発･生産･使用技術の共有方法。

・貿易外省令第 9 条第 2 項第十四号ロの暗号プログラムの市販特例の適用の可否判断で困るときがある。

・法制の問題であるが、外為令及び貨物等省令第１５条以降の条文が、輸出令及び貨物等省令第１４条以前の条文を参照しての規定となっている点が、素人にとっつきにくくなっている。

根本的にはECCN化（EU規制番号化）のような根本的改正が望まれる。

・海外からのリモートネットワークによる接続時の輸出管理運用。
　－　ポートの開設／閉設、アクセス権限設定、ログオン・接続記録等について、輸出管理面からどのような指導をされているか？

・各社のメールによる技術情報のやり取りの管理方法。
　多くの技術を含んだメールがあると思いますが、該非判定、キャッチオールはどの様に管理しておられますか？　担当任せ、輸管関与？

・各社の国内での会議の管理方法。
　非居住者の法人との会議の管理はどの様にされていますか？　担当任せ。輸管関与？

・貿易外省令9条2項14号の(ニ)の扱いは？
　開発時プログラム修正版の送付は数が多いと思いますが、どうしておられますか？

・海外現地法人や現地事務所に対し「日本からの赴任者（＝元々は日本の親会社勤務の日本の居住者であるが、現地赴任とともに日本の非居住者となった者）」と「現地採用者（＝現地国生まれ、あるいは日本以外の国からの入国籍者で現地国の居住者）」への教育方法において、内容の違いを知りたい。また、上記について、地域ごとに資料や話す内容にどんな区別をしているかご教示いただけるとありがたい。

・技術の該非判定規定として、外為令省令に「プログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術のうち当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術」とありますが、各委員の会社ではどのような考え方、あるいは基準により運用しているのでしょうか。参考として教え頂ければと思います。

以上